

社会福祉法人桜が丘学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜が丘学園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、次の通りとする。

- (1)理事
- (2)監事
- (3)評議員
- (4)理事長が報酬及び費用弁償の支給を必要と認めた者

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、報酬を支給し、賞与は支給しない。退職手当は臨時職員就業規則に準用する。
- (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表1に定める額
- (2)常勤役員等が職務のために出張したときは、別表3に定める旅費（日当、宿泊料、交通費）を支給することができる。
- (3)退職手当については、社会福祉法人桜が丘学園臨時職員就業規則に準用する。
- (4)通勤手当については、社会福祉法人桜が丘学園給与規程第11条第9項に準用する。

(非常役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、別表3に定める旅費（日当、宿泊料、交通費）を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については毎月21日とする、ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人桜が丘学園給与規程第3条第2項に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、手続き終了後速やかに支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

1 この規定は、令和2年3月30日の評議員会で承認し、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 200,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

役職名	職務内容	報酬の額
役員等	評議員会への出席 理事会等会議への出席 監事監査等への出席 その他必要な会議への出席	日当 7,000円

別表3 (役員等が職務のため出張したときの報酬)

役職名	報酬の額
役員等	日当 5,000円
	宿泊料 13,000円
	交通費 旅費規程を準用する。

1. 車 賃 (交通費)

(1) 実費

(2) 路程表 (旅費規程の路程表を準用する。) から算出した距離に対して、1 kmについて 20円 (合計に1円未満の端数が生じた時は、端数を切り捨てる。)